

## 串間市自治公民館整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の自治活動及び生涯学習活動を推進するため、自治公民館整備費補助金を交付することに関し、補助金等の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自治公民館又は自治公民館類似施設等（以下「公民館」という。）の整備に関する次に掲げる事業とする。ただし、当該事業が財団法人自治総合センターが実施するコミュニティセンター助成事業の対象となる場合は、交付対象としない。

(1) 公民館の新築

(2) 公民館の移築及び取得（既存建築物を公民館として取得する場合をいう。）

(3) 公民館の増築、改築又は修繕（防虫及び殺虫の処理を含む。）

(4) 公民館の設備工事（電気・給排水・衛生・炊事設備等）

2 前項各号に掲げる事業の補助対象となる経費は、公民館の本体工事費及び設備工事費（電気・給排水・衛生・炊事設備等の工事費をいう。）とし、かつ、経費の合計額が50万円以上のものとする。

3 前項の規定にかかわらず、自然災害や火災等による損害保険金等が支払われる場合は、補助対象経費からその額を減じるものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、補助対象事業を実施しようとする自治会等とする。この場合において、2以上の自治会等が共同で補助対象事業を実施する場合は、それらを1の自治会等とみなすものとする。

(補助金交付額等)

第4条 補助対象事業に係る補助率及び補助限度額は、次の表に掲げるとおりとし、予算の範囲内において、補助金を交付する。

事業区分	補助率	補助限度額
(1) 新築、移築及び取得	補助対象事業経費の100分の50	1 地区1施設の場合 200万円 2 地区1施設の場合 300万円 3 地区1施設の場合 400万円 4 地区以上1施設の場合 500万円
(2) 増築、改築、修繕及び設備工事（電気・給排水・衛生・炊事設備等）	補助対象事業経費の100分の25	1 件あたり 200万円

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(申請の制限)

第5条 既に補助金の交付を受けた自治会等に対する新たな補助金の交付の申請は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間はこれを行うことができない。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害又はこれに準ずる災害により施設が損壊した場合は、この限りでない。

(補助金交付申請)

第6条 この要綱に基づく補助金を受けようとする者は、次の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 自治公民館整備費補助金交付申請書（別記様式第1号）

(2) 事業計画書（別記様式第2号）

- (3) 事業収支予算書 (別記様式第3号)
- (4) 工事見積書
- (5) 平面図、配置図
- (6) その他市長が必要と認めるもの  
(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 自治公民館整備費補助金実績報告書 (別記様式第4号)
- (2) 事業実績報告書 (別記様式第5号)
- (3) 事業収支決算書 (別記様式第6号)
- (4) 事業の経過又は成果を証する書類及び写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの  
(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、精算払により交付する。  
(書類の保管等)

第9条 補助事業者は、補助金の収支を明らかにした書類及び証拠書類を整備し、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。  
(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月9日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。